

2023年12月8日

厚生労働大臣 様
外務大臣 様
内閣官房長官 様

長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会
755-0031 宇部市常盤町1-1-9
日本基督教団宇部緑橋教会内
電話: 0836-21-8003

長生炭鉱水没事故犠牲者の「遺骨発掘・返還」等に関する意見交換会について

2018年2月並びに12月と2回にわたり、「意見交換会」を開催頂き、感謝申し上げます。その後、コロナ渦のために止む無く中断していましたが、ご遺族の高齢化も鑑み、標記について、早急に解決に向けた「意見交換会」を開催すべく、下記のとおり要望等の申し入れを行いますので、実現に向けお互いの知恵と英知を結集し、真摯に対応していただくよう心よりお願い申し上げます。

なお、今回は「韓国遺族会」が参加し、改めて日本政府に対し「遺骨発掘・収集」等要望いたしますので、ご遺族の心情を受け止めご理解いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

以下質問です。

- 1 韓国ユン大統領と岸田政権の間では、この間、国交正常化・友好関係の構築に向け真摯な努力がなされています。1998年に金大中大統領と小渕恵三首相との間で交わされた「日韓共同宣言」に立ち返ることが確認されました。その「韓日共同宣言」では小渕総理が「今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国の過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたと言う歴史的事実を謙虚に受け止めこれに対し痛切な反省と心からのお詫び」を述べました。

民間徴用者の遺骨問題はその「日韓共同宣言」に基づき、2004年盧武鉉大統領の民間徴用者の遺骨返還要請について、小泉総理が「何ができるか真剣に検討する」と回答したことを、まず基本認識として確認できますか。

- 2, 2005年総務省が全国に遺骨調査を依頼したこと、その情報提供依頼には、遺骨

の状況として「埋没した状態か」も含め調査を依頼しましたが、長生炭鉱のことに
ついてはどのような報告を受け、どのような状態と認識していますか。人道調査室
として長生炭鉱水没事故と遺骨について把握している状況を示してください。

3、2019年11月29日福島事務所での人道調査室との話し合いで、遺骨調査の予
算は交通費など1000万円あると言っていたが、2006年人道調査室設置以降
の予算、執行状況など明らかにしてほしい。今年度、来年度はどうなっているの
か？11月中に文書にて回答をお願いします。

4、韓国政府も長生炭鉱の遺骨問題を認識し、日本政府に外交ルートを通じて解決を要
請していると聞きます。最近では、2023年9月6日に韓国行政安全部が韓国遺
族会宛に出した公文によると、「長生炭鉱遺骨問題の解決を日本政府に要請した」
とのことですが、事実ですか。これまでも韓国政府から解決に向けて要請された経
緯はありますか。いつどのような要請があり、どのように対応していますか。

5、韓国政府から長生炭鉱の遺骨問題について要請があるという事実は、「長生炭鉱水
没事故の埋没した遺骨について」の問題が韓国側から解決を求められている未解決
の課題が日韓間にあるという認識でよろしいか。

6、長生炭鉱水没事故の民間徴用者の被害者は、遺骨として地上にも出ることも叶わ
ず、海底下に放置されたままです。本年4月には国会で長生炭鉱の問題について3
0年ぶりに質疑が行われましたし、去る11月2日には韓国宗教界(観音宗)から70
人が追悼に来日され、宗教界としても遺骨発掘を求めています。日韓で発掘を求め
る声が高まっています。すでに会社は解散しており、日本政府が遺骨発掘に向けて、
可能なことを努力することは植民地支配に対する反省として政府のなすべきことと
考えます。韓国の遺族も発掘に備え、DNA鑑定を済ませています。また、遺骨問題
の前進こそが、現在の日韓関係をさらに友好的に発展させると考えています。

① 坑道全体の調査は、今すぐは無理でも坑口付近から海までのボーリング調査や、
陸地にある埋められた坑口をショベルカーで開いてのドローン調査など実現可能
と思われます。同調査を実施するために現地視察をお願いします。

② 人道調査室の言う「見える遺骨しか調査しない。それが日韓の協議で決まった現

実主義」だという「現実主義」の合意について、その文書や議事録を示してください。

- ③ 人道調査室は、「予算の執行は『お寺にある遺骨を調べるための派遣』と『遺骨の運搬と保管』に限定される。」と断言していますが、「遺骨発掘の可能性を探るための調査・派遣」のために同予算を使うことは可能ではありませんか。
 - ④ 人道調査室が「遺骨発掘の可能性を探るための調査・派遣」と「遺骨発掘」を予算として別に計上することは可能ですか。可能でない場合、障壁となる事項は何であるか示されたい。
 - ⑤ 人道調査室の権限が上記、「遺骨発掘の可能性を探るための調査・派遣」と「遺骨発掘」の事業遂行を実施できず、権限を越えているとする場合、長生炭鉱の目の前に埋没する遺骨が放置されます。「何ができるか真剣に検討する」と韓国側に答えた政府交渉の経過や、ご遺族や韓国国民の感情からも人道上の観点からも許されるものではありません。政府として長生炭鉱の遺骨問題に限って、人道調査室に権限を与える、もしくは、責任ある部署を新たに設置されるべきと考えるが、政府の考えを示していただきたい。
- 7, 82周年「追悼式」について1993年から30年余、「刻む会」は「韓国 遺族会」を招請し、追悼式を挙行し、宇部市並びに山口県は参列し弔意を表明、駐広島韓国総領事の挨拶並びに韓国行政安全部のメッセージ等もいただいております。来年2月3日に長生炭鉱の広場で開催される長生炭鉱水没事故82周年追悼式に日本政府として弔意の表明を検討いただきたいが如何か。

以上